（案）

愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務委託契約書

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の内容）
第１条　甲は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務（以下「業務」という。）を、別添愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務仕様書に基づいて乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）
第２条　甲は乙に対し、委託料として金　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　円）を支払う。

（委託の期間）
第３条　業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までとする。
２　前項の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（契約の効力の遡及）
第４条　この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第３条の委託期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、免除する。

（代理受領の禁止）
第６条　乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡することができる。

３　前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は､愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき出納長が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

（再委託等の禁止）
第８条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（調査等）
第９条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び確認）
第 10 条　乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書（様式第１号）を提出するものとする。
２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の確認を行うものとする。

（委託料の支払）
第 11 条　委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額は契約金額を 12 で除した金額とする。なお、年度末最終の支払月を除き円未満の端数は切り捨て、切り捨てた端数の処理は年度末最終の支払月に行うものとする。
２　乙は、前条第２項の確認終了後、委託料の支払を委託料請求書（様式第２号）により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

（支払の遅延）
第 12 条　甲は、その責めに帰すべき理由により前条の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じて、支払遅延防止のため国が定めた率を支払義務額に乗じた額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、また、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数の全額を切り捨てるものとする。

（業務内容の変更）
第 13 条　甲は、警備委託する校舎の増築、改築及び付帯する構造の機能変更等

を行うときは、変更を行う 15 日前までに遅滞なく乙に通告し、警備計画の検討を求めるものとする。
２　前項により警備計画の変更が発生した場合における委託料・委託期間及び工事代金については、甲・乙協議のうえ定める。

（甲の解除権）
第 14 条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
２　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

（案）

ア　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
イ　公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
ウ　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
エ　刑法第 197 条から第 197 条の４までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
(9) 第 16 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
３　第１項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。
４　乙は、第１項又は第２項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）
第 15 条　乙は、契約保証金の納付がなく、前条第１項又は第２項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の１を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
２　乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年３％の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）
第 16 条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）
第 17 条　乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）
第 18 条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（案）

（臨機の措置）

第19条　甲は、業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、そのとった措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第20条　乙は、この委託業務を実施するための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（機械警備装置の設置）

第21条　乙は自己の費用により、この委託業務の遂行に必要な警備機器を速やかに甲の施設に設置するものとする。ただし、甲乙ともに設置の必要がないと認めたときは、この限りではない。

（機械警備装置の撤去）

第22条　乙は原契約が解除されたとき又は契約期間が満了したときは、前条の警備機器を速やかに撤去するものとする。ただし、甲乙ともに撤去の必要がないと認めたときは、この限りではない。

２　警備機器の撤去に際しては、設置前に近い状態に回復するものとし、その費用については乙の負担とする。

（協議事項）

第23条　この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲・乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和８年　月　日

甲　愛媛県東温市田窪2135番地
　　愛媛県立しげのぶ特別支援学校長　○○　○○

乙

（案）

様式第１号（第９条関係）

業　務　完　了　報　告　書

令和　　年　　月　　日

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長　様

代表者名　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月の業務を完了しましたので、愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務委託契約書第９条第１項の規定により別紙のとおり報告します。

（案）

（別紙）

業務完了報告書（令和　　年　　月分）

日	開始時間	解除時間	記　　事
1	:	:	
2	:	:	
3	:	:	
4	:	:	
5	:	:	
6	:	:	
7	:	:	
8	:	:	
9	:	:	
10	:	:	
11	:	:	
12	:	:	
13	:	:	
14	:	:	
15	:	:	
16	:	:	
17	:	:	
18	:	:	
19	:	:	
20	:	:	
21	:	:	
22	:	:	
23	:	:	
24	:	:	
25	:	:	
26	:	:	
27	:	:	
28	:	:	
29	:	:	
30	:	:	
31	:	:	

（案）

様式第２号（第10条関係）

愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務委託料請求書

令和　　年　　月　　日

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長　様

代表者名　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務に係る委託料について、委託契約書第10条第２項の規定に基づき、　　月分を次のとおり請求します。

記

金　　　　　　　　円也